

登 録 日	令和7年2月18日
整 理 番 号	40500500-01

個人情報取扱事務登録簿

事 務 の 名 称	農業委員会運営事業
市 の 機 関 の 名 称	農業委員会
事 務 を 所 管 す る 組 織 の 名 称	農業委員会事務局
事 務 の 目 的	農地法第52条の2の規定により、農地台帳の作成が義務業務とされており、資産税課の保有する固定資産課税台帳、戸籍住民課の保有する住民基本台帳と、毎年1回以上照合を行う。また、農業者年金業務では、国保年金課の保有する国民年金情報を取り込むことで、農業者年金業務を円滑に行う必要がある。
個 人 情 報 の 対 象 者 の 範 囲	八千代市内にある農地の所有者及びその農地に関連する者、農業者年金加入者
個 人 情 報 の 記 録 項 目	1.個人コード 2.氏名 3.性別 4.生年月日・年齢 5.住所 6.電話番号 7.農業従事日数 8.異動事由 9.異動年月日 10.家族状況 11.居住状況 12.世帯コード 13.続柄 14.職業・職歴 15.学業・学歴 16.免許・資格 17.保険加入状況 18.賞罰 19.団体加入 20.資産状況 21.銀行口座 22.病歴 23.国籍 24.土地の情報 等
個 人 情 報 の 取 得 理 由 及 び 主 な 取 得 先	(取得理由) 農地法及び農地に係る事務、農業者年金業務を行うため。 (主な取得先) 本人、資産税課、農政課、他市区町村の農業委員会、他の官公庁、独立行政法人農業者年金基金
個 人 情 報 の 主 な 経 常 的 提 供 先	資産税課、農政課、他市区町村の農業委員会、他の官公庁、独立行政法人農業者年金基金への提供
要 配 慮 個 人 情 報	<input checked="" type="checkbox"/> 含む <input type="checkbox"/> 含まない
備 考	